

8. 豪雨災害対策緊急アクションプラン（平成16年12月10日）の実施状況

現 状 と 課 題

改 善 策

送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実

避難行動等に有効な洪水予測情報は大河川のみ（1時間間隔）

局所的降雨予測データを用いた中小河川の洪水予測の高精度化（10分間隔）

被災経験の減少などにより市町村の避難勧告の判断が遅れた

市町村毎に避難勧告の判断の基準の作成

水防法を改正し避難勧告の目安となる特別警戒水位を設定し、情報の提供

洪水時等の情報は、「河川の水位が〇〇m」など河川管理者側の情報で、住民に実感が無い

氾濫域の浸水情報や土砂災害の前兆現象の情報を実感できる情報として提供

平常時からの防災情報の共有の徹底

浸水想定区域図の作成は大河川が中心

水防法を改正し主要な中小河川において浸水想定区域図の作成・公表の義務付け

ハザードマップの作成・公表は361市町村のみ

水防法を改正し主要な中小河川においてハザードマップの作成・公表の義務付け

土砂災害警戒区域の指定は2県で213箇所とわずか

土砂災害警戒区域の指定の全国展開と土砂災害ハザードマップの作成・公表の義務付け

迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上

中小河川は事業実施区間の流下能力の把握のみで水系全体の安全度が十分に把握されていない

全国で航空レーザー計測を行い各河川の安全度を調査・評価・公表

堤防は計画高水位を基準に必要な断面の確保（量的整備）を優先

市街地等を流れる区間で堤防の質的強化を実施

ダムは操作ルールは、計画に基づき、洪水調節と利水容量を区分して管理することが基本

事前放流などダムの機能をより有効に活用できるように操作ルールを変更

地域の防災対応力の強化

災害時の情報伝達に、災害時要援護者に対する配慮がない

災害時要援護者の円滑な避難行動支援のための仕組みの整備

特定都市河川法では、地下空間管理者に対し、避難確保計画の策定・公表は努力義務

大規模な地下空間の管理者等に対して、洪水時の避難確保計画の作成を義務化

平成17年度末の実施見込み

改善目標等

→ ガイドラインの作成。 全国で試行。	→ H21年度までに一級水系約 900河川 で整備
→ 昨年度に作成したガイドラインに基づきモデル河川で判断基準を作成	→ 全国の市町村で避難勧告判断基準を作成
→ 約 1000河川 (水位情報周知河川)	→ H21年度までに約 2000河川
→ 利根川で試行(氾濫域の浸水情報)	→ H19年度までに 全ての直轄河川 で試行
→ 156市町村 で土砂災害情報の提供	→ H19年度までに約 400市町村 で提供
→ 浸水想定区域は 239河川 で公表済み、更に約 240河川 で公表予定	→ H21年度までに浸水想定区域は約 2200河川 を公表
→ ハザードマップは 402市町村 で公表済み、更に約 120市町村 で公表予定	→ H21年度までにハザードマップは約 1800市町村 で作成
→ 約 1000箇所 (近年災害の発生した箇所等)を指定	→ H21年度までに約 6000箇所 (近年災害の発生した箇所等)を指定
→ 航空レーザー計測を約 5万km² 実施 モデル河川で安全度について調査・評価・公表	→ H19年度までに全ての一級水系河川に係わる約 12万km² 実施 全国の河川の安全度について調査・評価・公
→ 直轄河川で約 6,000km の詳細点検、 中小河川で約 7,700km のカルテを作成	→ H21年度までに直轄河川約 10,000km 実施、 中小河川はカルテを作成し順次実施
→ 直轄・水機構の 12ダム 、補助ダムの 7ダム で実施予定	→ 直轄・水機構の全てのダムについて事前放流等の検討後適宜実施
→ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成しモデル市町村で避難マニュアルの作成を支援	→ 引き続き市町村の避難マニュアルの作成を支援
→ 大阪市・名古屋市等において23施設で避難確保計画を作成	→ 引き続き避難確保計画の作成を支援